

西宮市下水道使用料に係る返還金の支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道使用料について、重大かつ明白な賦課誤りに起因して生じた過誤納金のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定によっては還付することができない使用料相当額（以下「還付不能金」という。）があるときは、返還金を支払うことにより、納付者の不利益を補填し、もって下水道事業に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（寄付又は補助）の規定に基づき返還金を支出する。

(返還対象者)

第3条 管理者は、還付不能金が生じたときは、納付者に返還金を支払うものとする。

- 2 納付者に相続があった場合は、管理者は、その相続人に対して返還金を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、代表相続人に対して返還金を支払うものとする。この場合において、当該相続人は、相続人代表者指定届を管理者へ提出するものとする。

(返還金の額)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 還付不能金の額
 - (2) 還付不能金の額に係る利息相当額
- 2 還付不能金の額の算定は、納付者が所持する納入通知書、領収証書等又は市が保有する水量台帳その他の資料により算定可能な年度分について行う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、還付不能金の額の算定は、当該還付不能金の額に係る下水道使用料の納期限の翌日から起算して20年を経過した日以後においては行わない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。
 - 4 還付不能金の額に係る納付状況について、その納付を確認することができない場合において、市が保有する収入資料によって返還金の支払を受けようとする者の当該使用料について未収がないことを確認した場合は、当該使用料が納付されているものとみなす。
 - 5 還付不能金の額に係る利息相当額は、当該還付不能金の額の納付が確認できた日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間に応じ、当該還付不能金の額に年3パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、納付が確認できた日を確定することができないときは、当該使用料に係る各納期の末日に納付が確認できたものとみなす。

(返還金の請求)

第5条 返還金の支払を受けようとする返還対象者は、返還金支払請求書(第8-1号様式)により管理者に請求するものとする。

(返還金の通知)

第6条 管理者は、前条の返還金支払請求書を受領した場合は、その内容を調査し、返還金の額を確定した後、当該返還対象者に対して返還金支払通知書(第8-2号様式)により通知するものとする。

(返還金の支払)

第7条 管理者は、前条の規定による通知をしたときは、速やかに返還金の支払を請求した返還対象者に返還金を支払うものとする。

(返還金の返還)

第8条 管理者は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者があるときは、直ちに、当該支払った返還金を当該返還金の支払を受けた者から返還させなければならない。

(施行細則の委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

(実施)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第5項の規定は、改正後の要綱の実施日以後に納付が確認できた返還金について適用し、同日前に納付が確認できた返還金については、なお従前の例(年5パーセントの割合)による。